

# 萱橋小学校学校いじめ防止基本方針

小山市立萱橋小学校

## 1 いじめ防止のための基本的な考え方

いじめは、いじめられた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与え、将来にわたって内面を深く傷つけるものである。また、子どもの生命または身体に重大な危険を生じさせる深刻な人権問題である。さらに、いじめられた側にも問題があるという認識は、いじめを容認する態度に他ならない。

このことを真摯に受け止め、学校と家庭と地域には、協力・連携し、いじめをしない子どもの育成、いじめを許さない環境といじめに対する具体的な対応策と組織を構築し実行する責務がある。

## 2 いじめについて

### (1) いじめの定義

【児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの】

仲間はずれの例で説明

「学校の中で一定の人間関係にある子ども（A と B）がいて、子ども（A）が子ども（B）を仲間はずれをして、子ども（B）が心身の苦痛を感じている状態」がいじめである。

### 具体的ないじめの主な態様

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
  - ・身体や動作について不快なことを言われる。
  - ・存在を否定される。
  - ・いやなあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
  - ・遊びやチームに入れない。
  - ・席を離される。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・体を小突かれたり、触って知らないふりをされたりする。
  - ・殴られる、蹴られるが繰り返される。
  - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ・脅かされお金を取られる。
  - ・靴に画鋸やガム等を入れられる。
  - ・写真や鞆、靴等を傷つけられる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ・万引きや恐喝を強要される。
  - ・大勢の前で衣服を脱がされる。
  - ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる。
- パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
  - ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。
  - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
  - ・SNS等のグループから故意に外される。

## (2) いじめの要因と加害・被害の入れ替わり

ある調査によると、子どもがいじめ加害に向かう大きな要因として「友人関係」「(学習等の)過度の競争意識」「不機嫌・怒りのストレス状態」の3つをあげ、これらの要因が高まるといじめ加害に向かいやすくなるとしている。

また、小学校4年生から中学校3年生の6年間で、10%～15%の子どもは、「いじめられていない」とともに「いじめをしていない」という結果が出ている。つまり、その他の多くの子どもは、いじめをする側にもいじめを受ける側にもなる可能性があることを意味している。

## 3 いじめの未然防止（すべての子どもが安心して安全な学校生活を送るために）

### (1) いじめをしない子どもの育成

#### ア 教職員の資質の向上

- (ア) いじめの防止基本方針の理解と共有
- (イ) いじめの発生メカニズムの理解
- (ウ) 分かる授業の実践と共同的改善
- (エ) 人権尊重の言動と態度（体罰の禁止…体罰はいじめを容認する態度）
- (オ) 保護者と一緒に考える教育相談的かかわり

#### イ 子どもに育むこと

- (ア) 人権教育・道徳教育で、「自他を尊重する心」の基礎づくり
- (イ) 特別活動で、「よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度」を育成する自発的・自治的な学級学校づくり（居がいのある学級・学校、自己有用感、社会性）
- (ウ) 児童指導で、「規範意識と社会的支援を受容・利用する態度」の育成と「情報モラル」の育成
- (エ) 授業で、「(相互) コミュニケーション力」の育成
- (オ) あいさつで、「地域の方々・子ども」と「地域の方々と家庭」との絆づくり

#### ウ 家庭・地域との連携

- (ア) 本校いじめ防止基本方針の理解と協力（家庭・地域）
- (イ) 良好な親子関係づくりと子育ての当事者意識（家庭）
- (ウ) 子どもの生活習慣の確立と自立心の育成（家庭）
- (エ) 家庭と地域の相互関係づくりと萱っ子の見守り〔家庭地域相互支援〕（家庭・地域）  
【PTA、学校支援ボランティア、(萱橋小学区) 子供育成会、青少年健全育成協議会、自治会連合会、民生（児童）委員】

### (2) いじめを許さない環境づくり

#### ア 学校（全教職員）

- (ア) 「いじめは、①将来にわたって内面を深く傷つける。②深刻な人権問題である。③いじめられた側にも問題があるという認識はいじめを容認する態度である。」の3点を基盤としたいじめを許さない環境づくり
- (イ) 感度を高くし、些細ないじめの兆候を見逃さない児童指導と学級経営
- (ウ) 計画的に職員研修、道徳科の授業、学級活動、「いじめ防止強調週間」や「人権週間」等を行ったり掲示物を工夫したりして、子どもたち全体のいじめや人権に対する意識の高揚を図る。萱橋小学校はいじめを許さない学校（全教職員）という認識の醸成、定着

#### イ 家庭・地域の連携

- (ア) いじめ（いじめた・いじめられた・いじめを見ていた等）の未然防止・解決についての話し合い（家庭）
- (イ) いじめ防止「学校・学級宣言」の掲示
- (ウ) いじめチェックシート（家庭）

#### 4 いじめに対する具体的な対応策

##### いじめのレベル

- 言葉によるからかい (レベル1)  
対応…担任や学年主任(学年職員)で対応し解決を図る。保護者へ連絡する。
- 仲間はずれ、悪口・陰口 (レベル2)  
対応…担任・学年主任に加え、児童指導主任や管理職が入り、保護者を交えて指導する。  
解決が長期にわたる場合は教育委員会に報告する。
- 暴言や誹謗中傷行為(「死ね」等の書き込み)、脅迫行為や強要行為 (レベル3)  
対応…児童生徒主任もしくは管理職が、警察や児童相談所等の関係機関と連携して計画的に指導する。保護者へ強く働きかける。教育委員会に報告する。
- 重い暴力や障害行為、悪質な脅迫、強要や恐喝 (レベル4)  
対応…学校は警察へ相談や通報をする。教育委員会も積極的に関わる。出席停止の措置をとる場合、関係機関と連携して該当の子どもに対して必要な指導を組織的に行う。

##### (1) 早期発見

###### ア 年間計画(いじめ兆候の記録〔5W1Hを明記〕と蓄積)

- いじめ防止対策委員会(毎月)      ○ちょっと教えてねアンケート(月始めの月曜日)
- 家庭訪問(4月)                      ○「いじめチェックシート(保護者用)」配付(5月)
- Q-U(5月と10月)                      ○定期教育相談(6月と10月)
- 個人面談(7月)

###### イ 随時(いじめ兆候の記録〔5W1Hを明記〕と蓄積)

- 子ども観察(会話・言動行動・友達関係・持ち物・提出物・遅刻欠席等)と教職員情報交換
- 子どもからの情報                      ○保護者からの情報
- 地域からの情報                          ○教育相談パンダポスト

###### ウ いじめ相談、通報の窓口 教頭または担任

(2) 早期対応 (発見・連絡から事実確認・報告・第1次児童指導 1～3日以内)

いじめを受けた子ども	いじめた子ども
<p>○子どもや保護者からの「いじめではないか」の相談や訴えには、その立場に立って真摯に傾聴</p> <p>○いじめられた子どもや知らせてきた子どもの安全確保</p> <p>*いじめられた子どもを守りとおすこと、いじめた子どもには毅然とした態度で教育的配慮の下で指導すること、必要があればいじめた子どもを別室で指導することや出席停止制度を活用すること。</p>	
○いじめ防止対策委員会の開催1 (いじめ内容の確認と事実確認の分担)	
○事実確認 ○確認情報の整合性検討 (不明点再度把握)	○事実確認 ○確認情報の整合性検討 (不明点再度把握)
○いじめ防止対策委員会の開催2 (いじめ認定とレベル判断、今後の対応検討・確認・分担)	
いじめ認定 (非認定) にかかわらず、現時点での報告と家庭での事実確認	
○家庭訪問 (2人) して確認情報報告 ○いじめた (かかわりのある) 子どもへの児童指導内容の報告 ○不安除去のための対応を相談 (翌日から実施)	○いじめられた子どもの家庭訪問 (2人) 後、保護者に確認情報報告 ○児童指導内容の報告
*いじめレベル2以上は、保護者と個別に面談 *再発防止策実施	
○学校確認情報を基に、保護者と子どもで事実確認 ○家庭訪問 (2人) して確認内容の聞き取り	○学校確認情報を基に、保護者と子どもで事実確認 ○来校要請し確認内容の聞き取り
○いじめ防止対策委員会の開催3 (整合性検討と確認、いじめ認定判断、今後の対応検討・確認・分担) *いじめレベル3以上は教育委員会に報告	

(3) 継続指導・相談

いじめられた子ども	いじめた子ども	学級等集団
○学校は、本人に寄り添い支える体制をつくり、不安の軽減 ○安心して授業を受け、学校生活を送れる環境づくり *本人、保護者と相談	○いじめられた子の心情理解と いじめ行為への責任自覚 ○いじめ再発防止等の確認・実行・評価	○いじめを自分の問題としてとらえ、知らせる勇気、同調や傍観はいじめ加担行為の理解
○早期対応後の本人の家庭生活と学校生活について、保護者と定期的に連絡を取り合い、本人の心情等の把握・理解	○早期対応後の本人の家庭生活と学校生活について、保護者と定期的に連絡を取り合い、本人の心情等の把握・理解	
○学校生活や授業等で、本人に寄り添い、自尊感情と自己肯定感の育み ○級友とともに「居がいのある学級づくり」をとおして、自己有用感の育み	○いじめられた子どもの心情理解に努め関係の修復に努力 ○「居がいのある学級づくり」の推進係と自己有用感の育成	○学級活動等で、いじめ問題を乗り越え、これから目指す学級の姿を話し合い、「一人一人が居がいのある学級づくり」の実現

(4) 重大事態への対処（重大事態への対処とその未然防止）

重大事態の意味	重大事態の報告
○いじめにより、子どもの生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき ○いじめにより、子どもが相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき *子どもやその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき	○学校は、教育委員会に報告（学校は、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い報告） ○教育委員会は、市長に報告
重大事態対処の関係機関	
○小山警察署      ○児童相談所      ○医療機関      ○地方法務局      ○その他	

- ア 学校は、いじめられた子どもや知らせてきた子どもの安全確保（3-（2）-ア）
- イ 学校は、いじめの事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、教育委員会に報告
- ウ 教育委員会指導の下、学校は、「学校いじめ調査委員会」を設置、学校の調査では十分な結果が得られない、または教育活動に支障が生じると教育委員会が判断した場合は、「小山市いじめ問題専門委員会」を招集し調査
- エ 教育委員会または学校は、調査による事実関係をいじめられた子どもとその保護者に、適時・適切な方法で経過報告 \*関係者のプライバシー、個人情報に十分配慮
- オ 教育委員会は、いじめられた子どもの支援のため弾力的な対応を検討
- カ 教育委員会は、調査結果を市長に報告 \*保護者が希望する場合は、その所見を添付
- キ 市長は、調査結果から必要と認めるときは、「小山市いじめ問題調査委員会」を設けて再調査し、いじめられた子どもとその保護者に調査の進捗状況と結果を説明  
\*関係者のプライバシー、個人情報に十分配慮
- ク 市長は、再調査の結果を市議会に報告 \*関係者のプライバシー、個人情報に十分配慮
- ケ 市長は、重大事態への対処のための措置

5 いじめ防止対策のための組織

(1) 名称 危機管理委員会・・・いじめ防止対策委員会

(2) 目的 萱橋小学校いじめ防止基本方針の着実な取組

(3) 内容

- ア いじめの未然防止・早期発見・早期対応・いじめ認識判断・継続的指導相談・重大事態への対応・いじめ事案関係者のフォロー・学校いじめ防止基本方針の見直し改善
- イ いじめ兆候といじめ事案の記録（5W1Hを明記）と蓄積
- ウ 「小山市いじめ問題専門委員会」や「小山市いじめ問題調査委員会」の助言による調査・対応等
- エ 小山警察署等の関係機関への協力依頼と連携等

(4) 構成委員

- 校長      ○教頭（主務者）      ○教務主任      ○児童指導主任      ○養護教諭
- その他必要に応じて      \*スクールカウンセラー、警察、学校医、児童・民生委員

6 いじめ未然防止に向けた年間指導計画

☆…未然防止 ○…いじめの発見対応 □…職員研修 ◎…家庭・地域との連携 △…その他

時期	内 容	主 務 者
定期	○□いじめ防止対策委員会（毎月） ○ ちょっと教えてねアンケート（毎月第2水曜日）	教頭 教育相談
随時	☆ 「自他を尊重する心」の基盤づくり、自治的な学級・学校づくり、規範意識と社会的支援を受容・利用する態度、（相互）コミュニケーション力 △ いじめ発見時、いじめ防止対策委員会 ○ 子ども観察（会話・言動行動・友達関係・持ち物・提出物・遅刻欠席等）と全教職員情報交換 ○ 子どもからの情報、保護者からの情報、地域からの情報 ○ 教育相談パンダポスト	全教職員 教頭 全教職員 全教職員 教育相談
4月	□ 萱橋小学校いじめ防止基本方針 ○◎家庭訪問	教頭 全教職員
5月	☆ いじめ防止強調週間 ○◎「いじめ発見シート（保護者用）」配付 ○ Q-U ☆ いじめゼロ子どもサミット	児童指導主任 児童指導主任 学習指導主任 児童指導主任
6月	○ 定期教育相談 ☆□授業研究会	教育相談 学習指導主任
7月	○ 個人面談	全担任
8月	☆○いじめ防止対策委員会〔1学期いじめ兆候（いじめ事案）の集約・確認と対応検討〕 □ いじめに関する研修	教頭 児童指導主任
10月	○ Q-U ○ 定期教育相談	学習指導主任 教育相談
11月	☆□授業研究会	学習指導主任
12月	☆ 人権週間 ☆○いじめ防止対策委員会（2学期いじめ兆候（いじめ事案）の集約・確認と対応検討） △◎（保護者・児童・教職員・学校評議員）学校評価アンケート	人権主任 教頭 教頭
1月	☆ 学校評価アンケート集計・いじめに関わる事項の検討と改善案	教頭
2月	☆○いじめ防止対策委員会（3学期いじめ兆候（いじめ事案）の集約・確認と対応検討）	教頭
3月	☆○いじめ防止対策委員会（記録に基づいた1年間の総括と基本方針の見直し改善）	教頭

7 学校いじめ防止基本方針取組の評価と見直し改善

- (1) いじめに関わる調査・記録の集約と課題整理・焦点化、全教職員共有
- (2) いじめの未然防止・早期発見・早期対応・いじめ認識判断・継続的指導相談・重大事態への対応・いじめ事案関係者のフォローについて、いじめ防止対策委員会で1年間の総括
- (3) 課題の改善策の検討
- (4) 学校いじめ防止基本方針の修正